

こどもの健診 1か月児健康診査

令和7年4月1日から1か月児健康診査の費用の一部助成を始めます

藤枝市では令和7年4月1日以降、生後28日から41日までに受診した1か月児健康診査の費用の一部助成を始めます。

1か月児健康診査は、赤ちゃんの発育・発達を把握し、先天性の病気等の有無の確認を行うなど、赤ちゃんの健康保持及び増進を図るうえで大切な機会です。

受診の際は、藤枝市が発行する診査票が必要です。1か月児健康診査診査票の交付については下記の「4. 診査票の交付」をご確認ください。

藤枝市1か月児健康診査の内容

1. 開始時期 令和7年4月1日

※令和7年3月31日以前に受診した場合は助成の対象外です

2. 対象 健診時点で以下のいずれにも該当する方

藤枝市に住民登録がある乳児

令和7年4月1日以降に、生後28日から生後41日となる乳児(出生日を0と数えます)

3. 受診期間

受診日(受診期間)の考え方

令和7年3月5日に出産した場合は、4月1日(生後28日)から4月13日(生後41日)が受診期間になります。

4. 診査票の交付

(1)令和7年3月14日から、藤枝市保健センターの窓口にて妊娠届出された方へ交付します。

(2)令和7年3月13日以前に妊娠届出をされた方へ

妊娠届出に基づいて、対象者へ順次個別に郵送します。

5. 受診の方法

(1)診査票に必要事項を記入します。

(2)医療機関で、診査票、母子健康手帳を提出し受診します。

(3)全額自己負担で受診した場合は、受診後に、健診結果が記載された診査票を必ず受領してください。

6. 診査票が使用できる医療機関

- (1) 診査票は、藤枝市と委託契約を結んでいる委託医療機関で使用できます。
- (2) 里帰り等により委託医療機関以外で受診する場合は、健診受診費用を全額自己負担した場合、後日申請により、費用の一部を助成します。
令和7年3月21日以降、HP に順次掲載します。

7. 助成額

上限6,446円まで(上限を超える場合は自己負担となります。)

1か月児健康診査を全額自己負担で受診する方へ

里帰り等により全額自己負担で健診を受診する場合は、健診受診後に藤枝市へ申請することで、費用の一部助成を受けることができます(国内での受診に限ります)。

領収書、診査票は大切に保管してください。

1 申請に必要な書類

- (1) 藤枝市1か月児健康診査費助成金交付申請書
- (2) 1か月児健康診査の結果が記載された診査票
- (3) 1か月児健康診査の費用が記載された領収書、診療明細書の写し
(診療明細書がない場合は不要)
- (4) 母子健康手帳
- (5) 振込先口座情報がわかるもの
(振込先の口座名義人、銀行名、支店名、口座番号の記載があるもの)

2 申請期間

1か月児健康診査を受けた日から6か月以内(できるだけ速やかに申請をお願いします)

3 申請方法

申請期間内にいずれかの方法で申請してください。詳細については、担当までお問合せください。

- (1) 藤枝市保健センター窓口にて申請手続きをする
- (2) 郵送による申請

お問い合わせ

藤枝市保健センター 乳児健診担当

〒426-0078 静岡県藤枝市南駿河台 1-14-1

電話:054-645-1111

ファックス:054-645-2122